

滋賀県多文化共生推進プラン改定（原案）について

1 改定の背景・趣旨

「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月総務省自治行政局国際室通知）に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言（平成21年11月）を受け、平成22年4月に滋賀県多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）を策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和2年3月に終了予定。

経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

2 プランの位置づけ

「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針。

3 計画期間

令和2年（2020年）度～令和6年（2024年）度の5年間

4 検討状況

令和元年（2019年）10月7日 総務・企画常任委員会で素案報告

5 原案の概要

1 多文化共生の推進に関する基本的考え方

(1) 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- ①県民一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、多様性を生かして活躍することで、地域の社会や経済が活性化しています。
- ②互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- ③すべての人が利用可能なユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- ④多様な主体と協働した地域づくりが進んでいます。
- ⑤県民の人権意識が高揚しています。

(2) 基本目標

【改定案】

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

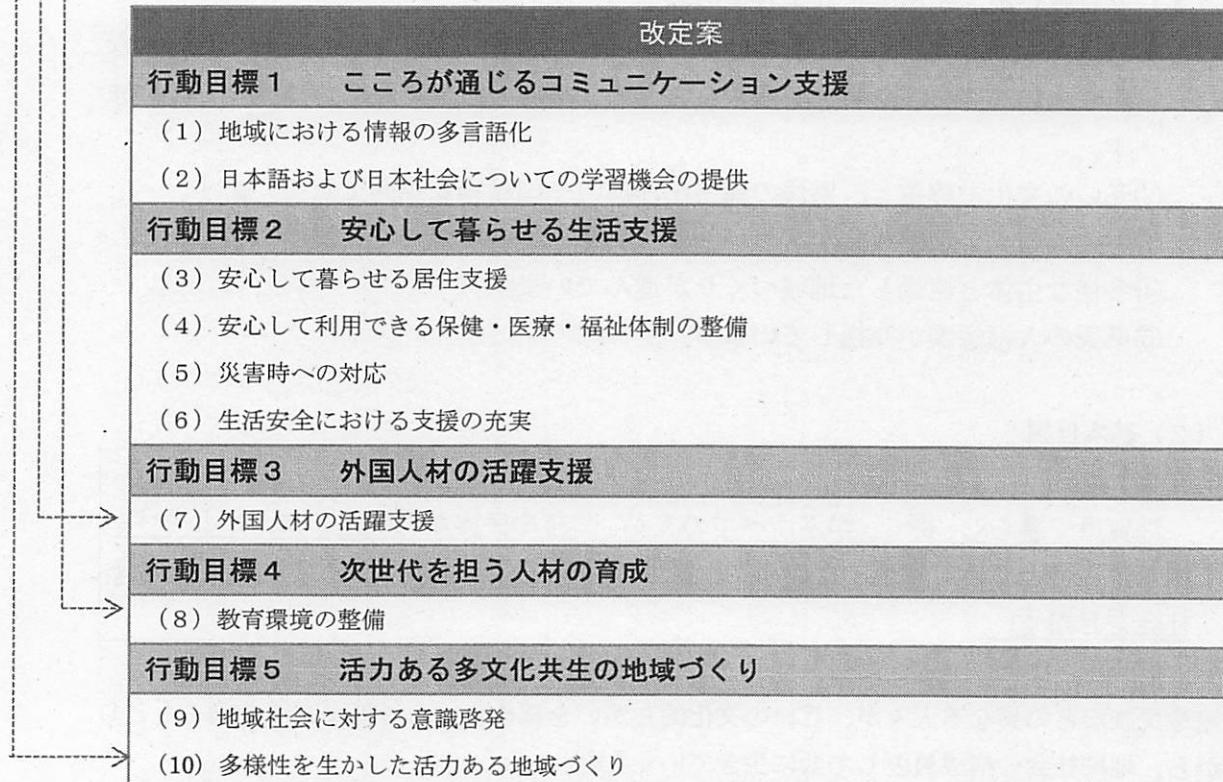
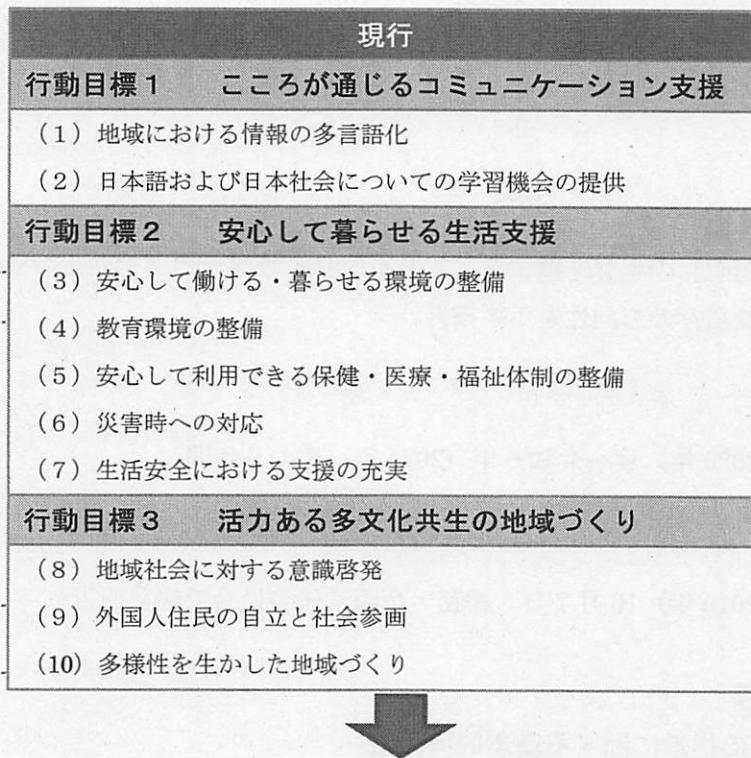
《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（平成18年（2006年）3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）

2 多文化共生施策の展開

- ・ 5つの行動目標を設定し、10の施策の方向性に基づく取組を実施。
- ・ 10の施策の方向性ごとに成果指標を設定。
- ・ 行動目標3として、外国人材の活躍支援を設定。
- ・ 行動目標4として、次世代を担う人材の育成を設定。



6 スケジュール

| | | |
|------|------|---|
| 令和元年 | 8月 | 総括（常任委員会へ報告） |
| | 9月 | 第2回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（素案） |
| | 10月 | 常任委員会へ報告 |
| | 11月 | 第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（原案） |
| | 12月 | 常任委員会へ報告 |
| | 12月 | 県民政策コメント実施（～令和2年1月） |
| 令和2年 | 2月 | 県民政策コメント結果とりまとめ 第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（最終案） |
| | 3月中旬 | 常任委員会へ報告 |
| | | 多文化共生推進プラン改定版の策定 |